

## 令和 8 年度六甲アイランドまちの魅力発信にかかる動画制作業務

### 1. 業務名称

令和 8 年度六甲アイランドまちの魅力発信にかかる動画制作業務

### 2. 業務目的

六甲アイランドのまちの活性化に向け、六甲アイランドをよく知らない（訪れたことがない）方に向けて、まちの魅力を発信することで、居住者及び交流人口の増加に寄与することを目的とする。

特に、本市では、六甲アイランドにおいて、子どもの遊び場の充実を図るなど「子育て世帯」に向けた施策を継続的に実施していることから、「子育て世帯」をメインターゲットに子育てのしやすさや住環境の良さを発信する。

### 3. 業務内容

六甲アイランドの持つまちの魅力を表現するためのロゴマークとコピーを作成し、これらを用いた動画を制作し、発信する。

#### (1) 企画・制作

##### ①ロゴマーク及びコピーの制作

- ・「2. 業務目的」を踏まえ、子育て世帯をメインターゲットに子育てのしやすさや住環境の良さを分かりやすく伝えるものとして制作すること。
- ・継続的に六甲アイランドのまちの魅力発信していくため、六甲アイランドを象徴するようなものとし、ホームページや動画など様々な媒体で利用できるものにする。
- ・今後、『(仮称) わくわくアイランド』として、まちの魅力発信に取り組んでいくため、コピーには「わくわくアイランド」、もしくは「わくわく」及び「アイランド」という文言を入れること。  
※なお、これらの文言に加え、本業務の趣旨に照らした提案を別途行うことも差し支えない。

##### 【制作手順】

ロゴおよびコピーの制作にあたっては、以下に示す手順を最低限、実施すること。

- ・シンプル、シャープなど意匠のテイストは、具体例を示しながら市と協議の上、決定すること。
- ・意匠のテイストが決定したら、ラフ段階でロゴ（シンボルマーク、コピー、プロジェクト名のセット）を3案作成し、神戸市に提案すること。
- ・ロゴのラフ3案のうち、いずれか神戸市が選択した案について、神戸市と協議し、制作物として納品すること。
- ・本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、本市と受託者と協議して定めるものとする。

##### ②動画の制作

- ・①で制作したロゴマーク及びコピーを使用し、調和がとれたものにする。
- ・子育て世帯がメインターゲットであるため、動画には必ず「親子」「子ども」を登場させること。
- ・子育てのしやすさや住環境の良さを伝えるため、動画には以下の場所や様子を必ず含むこと。

##### 1) 六甲アイランド・リバーモールで遊ぶ様子

<https://www.city.kobe.lg.jp/a26136/shise/kekaku/minatosokyoku/shintoshi/20160129173101.html>

##### 2) RIC バーベキュー広場でBBQを楽しむ様子

神戸市東灘区向洋町中9丁目

3) 六甲マリパークで海釣りを楽しむ様子

神戸市東灘区向洋町中9丁目

4) 足湯を楽しむ様子

神戸市東灘区向洋町中2丁目13

5) 神戸ファッションプラザのふわふわドームで遊ぶ（芝生を走る）様子

神戸市東灘区向洋町中2丁目9-1 神戸ファッションプラザ サン広場

6) 野鳥園で野鳥観察を楽しむ様子

神戸市東灘区向洋町中9丁目

・1) から 6) まで各1本の制作を想定しているが、この想定に限らず、「(3) 成果品③納期」も踏まえた上で本数を含めて効果的な制作方法があれば提案すること。

・上記以外に、六甲アイランドを訪れたい施設や場所、暮らしに役立つ施設等を紹介する動画を制作すること。制作の際には、これらを楽しむ（利用する）「親子」や「子ども」の様子を含めること。

※これについて制作本数の指定はしないが、住環境改善の取り組みのひとつとして、令和7年12月に神戸市東灘区役所「六甲アイランド出張所」を設置しており、これを必ず含めること。（出張所の取扱事務：マイナンバーカード関連の手続き、スマホ相談窓口。今後拡充予定。）

<https://www.city.kobe.lg.jp/b63860/kuyakusho/higashinadaku/annai/index.html>

・制作する複数の動画は、六甲アイランドの魅力発信を目的に全体としてストーリー性のあるものにする。

・撮影は、場所や様子に対して適切な時期に実施すること。

#### 【制作手順】

動画の制作にあたっては、以下に示す手順を最低限実施するとともに、最適な方法を提案すること。

- ・企画打合せ（提案内容を踏まえたキックオフミーティング）
- ・コンテ制作、確認
- ・撮影前の確認（ロケハン、プラン・撮影物の確認）
- ・撮影
- ・編集、チェックバック（最低2回）
- ・納品

## (2) 補足事項

### ①制作物

- ・制作にあたっては、業務目的を踏まえた演出及び表現手法を企画すること。
- ・市担当者とも適宜、意見交換をしながら制作すること。
- ・言語は日本語を基本として制作すること。
- ・動画制作で使用するBGMは映像と調和する効果的なものを使用すること。

※神戸市のYouTubeで掲出する動画のBGMについてはArtlistが提供する音源を使用するとし、使用した音源を納品時に報告書として記載して提出こと。

### ②出演者、協力者等に関する交渉及び謝礼

- ・出演者、協力者等が必要な場合は、本市と協議のうえ、受託者にて交渉を行い、謝礼等は委託料で賄うこと。
- ・受託者は、出演者、協力者等の肖像権、音楽等の著作権ならびに制作動画の無期使用など、制作全

般に関する調整を行うとともに、料金等を支払う必要がある場合は委託料で賄うこと。

### ③撮影について

- ・被写体となる施設等への撮影の申し入れ、許可申請、撮影日のスケジュール調整、モデル等の手配、モデル等への利用許諾取得、その他撮影に付随するすべての必要な業務を実施すること。  
なお、撮影に伴う経費（施設入場料、交通費等）はすべて委託料に含まれる。
- ・撮影対象の特性等を考慮し、天候や光の当たり方等の諸条件が整った際に行うこと。

### ④業務打合せの実施

- ・毎月定例の打合せを行うほか、ロケハンなども含めて適宜、打合せを行うこと。

## (3) 成果品

### ①ロゴ

- ・png形式とAI形式で納品すること。
- ・複数のレイアウトパターン（横組み、縦組み、コピーなし、シンボルマークのみ、アイコンのみ等）や、背景色との関係に応じた配色パターン（背景が白の場合、黒の場合等）を神戸市と協議の上納品すること。

### ②動画

- ・mov形式 ProRes HQ 完パケ
- ・mov形式 ProRes HQ 白完
- ・mp4形式 h.264 完パケ（確認用）
- ・mp4形式 h.264 白完（確認用）

※制作した動画は、市の公式YouTubeチャンネルやSNS（InstagramやX）アカウントのほか、市が管理するデジタルサイネージ（原則15秒）での発信を想定している。制作内容を踏まえた上で、効果的な放映時間や放映本数および形式（縦・横）を提案すること。

### ③納期

- ・(1) ②の1)～3)  
令和8年9月末まで（制作物は内容に応じて、適切な時期・季節に広報できるよう努めること）
- ・(1) ②の4)～6)、これら以外  
令和9年2月末まで

### ④納品方法

- ・電子媒体にて納品すること。
- ・電子納品チェックシステム等によるチェックを行ってエラーがないことを確認した後、ウイルスチェックを実施した上で提出すること。なお、電子納品に係る費用は、諸経費に含む。
- ・動画の背景データ（白完）は、別途、二次利用が可能ないように提出すること。
- ・成果品はすべての権利を神戸市に譲渡すること。

### ⑤実施報告

- ・実施状況報告書を2部提出すること。（紙及びデータで各1部）
- ・BGM・デザイン・カラー・アニメーションプラグイン・フォント等、納品物に含まれる購入物がある場合は、案件と購入サイト名・購入日・購入者・責任者・決済方法について明らかにすること。  
購入履歴やライセンスシート等を納品すること。

### ⑥納品場所

神戸市都市局内陸・臨海振興課

#### 4. 情報発信

- ・制作した動画を活用した効果的な発信方法（WEB 及び SNS 広告、民間サイネージでの発信等）を提案、本市と協議の上、実施すること。発信等にかかる費用もすべて委託料で賄うこと。
- ・実施した情報発信について、効果の検証を行い、その結果を報告すること。（制作した動画（1）②の1）～3）については、令和8年10月末まで。（1）②の4）～6）とこれら以外については、令和9年3月末まで。）

#### 5. 委託業務期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで。

#### 6. 留意事項

- ・本業務により作成された成果物等の著作権は、本市に帰属するものとする。
- ・受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- ・本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、本市と受託者とが協議して定めるものとする。
- ・受託者は本市に対し、納品する成果物が第三者の特許権、著作権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害しないことを保証すること。
- ・本業務受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は、契約金額以外の費用を負担しない。

#### 7. その他

以下の事項を含む成果物を制作することは認めない。

- ・公序良俗に反する恐れのあるもの
- ・違法行為又は違法行為を煽る内容に関するもの
- ・人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- ・誹謗中傷を含むもの
- ・わいせつな内容を含むもの
- ・業務上知りえた秘密や個人情報に関するもの
- ・政治性のあるものや選挙に関係するもの
- ・宗教性のあるものや迷信、非科学的なものに関するもの
- ・社会問題又は係争中の案件についての主義主張にかかるもの
- ・その他社会通念に照らして市が不相当と認めるもの

（参考）神戸市 HP 「六甲アイランドまちの将来の姿」

<https://www.city.kobe.lg.jp/a26136/21030301.html?mode=preview>